

県民芸術劇場を実施するにあたっての注意事項

一般公演（必ずお読みください。）

下記の※印の様式は当協会ホームページからダウンロードしてご活用ください。

「県民芸術劇場」で検索または

<https://hyogo-arts.or.jp/main/business-list/arts-theater/general/8104-2/>

○公演決定～公演当日

1 開催日の変更・中止について

止むを得ない事情で開催日を変更する場合、または調整がつかず中止される場合は、公演団体と調整いただいた上で、すみやかに当協会へ**協議書※**をご提出ください。

2 ポスター、チラシ、看板、プログラム等を作成する場合

(1) 「**県民芸術劇場**」という指定ロゴを使用してください。

ロゴデータ※が必要な場合は、当協会ホームページからダウンロードしてご活用ください。

(2) 次の趣旨の文言を記載してください。また、開演前の影アナ等で、必ず趣旨を周知してください。

この「**県民芸術劇場**」は、優れた舞台芸術をより多くの方々に身近に鑑賞していただくため、公益財団法人兵庫県芸術文化協会が県の補助を受けて、市町等地元主催者とともにその経費の一部を負担して実施するものです。

(3) 主催者として**公益財団法人兵庫県芸術文化協会**を、共催者として**兵庫県及び兵庫県教育委員会**を必ず入れてください。

(4) 当協会のホームページ等で周知させていただきますので、公演チラシのデータを送りください。

3 学校関係者等の無料招待

近隣の学校教員・教育委員会等の学校関係者、公立文化施設関係者に公演の鑑賞を呼びかけ、無料で鑑賞ができるようにして下さい。

（無料招待枠で鑑賞された方へのウェブアンケート実施にもご協力をお願いします）

4 アンケートの実施（一般公演）

公演開催時に、必ず**アンケート※**を実施してください。当協会には、**アンケート集計表※**1枚のみ実施報告書と併せて提出してください。

○公演後

1 実施報告書類の提出（2週間以内）

- ・実施報告書（様式2）※（令和6年度～一部変更有）
- ・収支決算報告書※
- ・公演の記録写真
- ・チラシ
- ・当日プログラム
- ・アンケート集計表※

注）実施報告書の提出がないと、公演団体へ当協会負担分の支払いが出来ませんので、必ず期限内に提出してください。

提出資料は全てA4サイズで作成してください。

★提出先

【E-mail】 kengei@hyogo-arts.or.jp

【住所】 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館6階

（公財）兵庫県芸術文化協会 県民芸術劇場 井下 宛

※メール送信後2週間以内に返信がない場合は、恐れ入りますがお電話をお願いいたします。

【TEL】 078-321-2002

2 出演料の支払い

公演団体から請求書が届きますので、公演団体に直接支払ってください。

2公演目以降の出演料や付随する経費は、地元主催者の負担となります。

源泉所得税徴収が必要な公演団体（別紙一覧）については、源泉所得税を管轄の税務署へ納付してください。

処理方法など詳細については、国税庁のホームページを参照してください。